

環境農林水産常任委員会会議録

平成28年 1 月28日

場 所 第4委員会室

平成28年 1 月 28 日 (木曜日)

午前 9 時 0 分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県環境計画（改定計画）原案について
- ・総合評価落札方式における「地産地消」を評価する取組について
- ・宮崎県 T P P 対応基本方針について
- ・ウッドエネルギー協同組合における C L T を活用した事務所の建設について
- ・高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定について

出席委員（8人）

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽 一
委員		押	川	修一郎
委員		黒	木	正 一
委員		右	松	隆 央
委員		太	田	清 海
委員		有	岡	浩 一
委員		徳	重	忠 夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	大	坪	篤	史
環境森林部次長 （総括）	甲	斐	正	文

環境森林部次長 （技術担当）	佐	藤	浩	一
部参事兼 環境森林課長	川	添	哲	郎
みやざきの森林 づくり推進室長	廣	津	和	夫
環境管理課長	黒	木	裕	一
循環社会推進課長	温	水	豊	生
自然環境課長	下	沖		誠
森林経営課長	西	山		悟
山村・木材振興課長	石	田	良	行
みやざきスギ 活用推進室長	長	友	善	和
林業技術センター所長	那	須	幸	義
木材利用技術 センター所長	小	田	久	人
工事検査監	山	本	知	治

農政水産部

農政水産部長	郡	司	行	敏
農政水産部次長 （総括）	中	田	哲	朗
農政水産部次長 （農政担当）	三	好	亨	二
農政水産部次長 （水産担当）	山	田	卓	郎
畜産新生推進局長	福	嶋	幸	徳
農政企画課長	戎	井	靖	貴
ブランド・ 流通対策室長	原		拓	実
地域農業推進課長	大	久	津	浩
連携推進室長	山	本	泰	嗣
営農支援課長	日	高	正	裕
農業改良対策監	児	玉	良	一
食の消費・ 安全推進室長	河	野	和	正
農産園芸課長	甲	斐	典	男
農村計画課長	河	野	善	充

畑かん営農推進室長	竹 下 裕一郎
農 村 整 備 課 長	甲 斐 康 真
水 産 政 策 課 長	成 原 淳 一
漁業・資源管理室長	兼 田 正 之
漁 村 振 興 課 長	田 原 健
漁港整備対策監	川 越 克 彦
畜 産 振 興 課 長	坊 藪 正 恒
家畜防疫対策課長	久保田 和 弘
工 事 検 査 監	吉 田 勝 己
総合農業試験場長	山 内 年
県立農業大学校長	後 藤 俊 一
水 産 試 験 場 長	神 田 美喜夫
畜 産 試 験 場 長	西 元 俊 文

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵美子
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

○渡辺委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてです。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○大坪環境森林部長 おはようございます。本

日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただけますでしょうか。本日の報告事項ですが、宮崎県環境計画（改定計画）原案についてなど4件でございます。

なお、参考資料としまして、お手元にこの冊子はございますでしょうか。宮崎県における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会協力体制についてという冊子でございます。

御案内のとおり、メイン会場となります新国立競技場も木や緑をふんだんに使った設計となっているところでございます。したがって、私どもとしまして、今後さまざまな場面で本県の木材や技術を使っていただけるように、積極的に提案要望してまいりたいと考えてるところでございます。そのための説明資料を作成しましたので、参考までに配付させていただきました。

本日、4件の報告事項、詳細な内容につきましては、担当課長等が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○川添環境森林課長 環境計画の原案につきまして御報告いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

まず、(1)の素案以降の主な流れについてありますが、環境計画の改定につきましては、昨年12月3日に当委員会におきまして、素案の報告をさせていただきました。その後、12月7日から1月6日までの間にパブリックコメントと市町村への意見照会を実施し、今回、原案として取りまとめたところでございます。

次に、2の計画素案に対します主な意見と県の対応であります。その前に計画案の概要に

つきまして、再度になります。簡単に触れさせていただきますと存じます。

別添資料1の環境計画(改定計画)原案の1ページを開いていただきまして、左側の全体構成図をごらんいただけますでしょうか。

この計画案は、第1章から第6章までの構成としておりまして、第3章の長期的な目標の中に、目指すべき環境像を「日本のひなた太陽と緑の国みやざきの実現」とし、また、第4章を環境分野別の施策の展開としておりまして、第1節の低炭素社会の構築から、第6節の、環境と調和した地域・社会づくりまでの6つの環境分野に、それぞれ具体的な施策を展開したいと考えております。

これらの内容とか記載について、今回パブリックコメント等を行ったところでございます。

恐縮ですが、委員会資料の1ページにお戻りいただきまして、(1)のパブリックコメントをごらんください。

24名の方から83件の御意見をいただいております。

まず、低炭素社会関係、これが先ほどの第4章の第1節になります。この低炭素社会関係に対しまして、主な意見としましては、二酸化炭素排出削減や多様な再生可能エネルギー等の導入促進、さらにバイオマス推進による木材不足等の問題などにしっかり取り組むべきなどの御意見をいただいております。

これらに対する県の対応を右側に記載しておりますが、それぞれ積極的に取り組んでいくこととし、必要な箇所については、記述の追加等を行っております。

次に、その下の循環型社会関係では、4Rにリペアを追加してはとの御意見や、その下の大気・水環境保全関係では、PM2.5などの情報提

供としてスマートフォンの活用について、生物多様性関係では、ミツバチなどの昆虫も対象にすべきなどの御意見について、また、2ページに移りますが、環境教育関係では、県有林を活用した森林環境教育の充実等について御意見をいただいておりますが、これらにつきましてもしっかり対応してまいりたいと考えております。

(2)の市町村からは、2市から7件の御意見をいただいております。

主なものとしましては、一般廃棄物の再生利用率の目標値が達成困難ではないかとの意見や浄化槽の適正管理推進月間を記載してはとの意見があり、県の方針を説明しますとともに、必要箇所については追加等を行ったところでございます。

具体的な変更点につきまして、別添資料の2の新旧対照表を使って御説明します。1ページをお開きください。

一番下の欄外に凡例をつけておりますが、波線がパブリックコメント、点線が市町村意見を反映した箇所でございます。

第1章、基本的な事項については、大きな変更はございません。第2章、環境の現状と課題、3、環境を取り巻く動向に変更がございまして、ここは環境を取り巻く国や県の動向について記載しておりますが、(1)の低炭素社会の構築関連につきまして、2ページをごらんください。

ここに、昨年12月のCOP21に係る記述を、また(2)の地球環境、大気・水環境の保全関連のところ、26年7月の水循環基本法の施行などについて記述を追加しております。

4ページをお開きください。

④の自然とのふれあいの場の確保の2つ目の○でございますが、通称のブラックバスとの表現を正式名称でありますオオクチバスとの記述

に変更しております。

少しページが飛びますが、8ページをお開きください。

ここは第4章の分野別施策の低炭素社会の構築の箇所でございますけれども、上から2つ目の○に住宅用太陽光発電の記述がございます。ここに、発電だけではなく太陽熱などの普及促進についても記載すべきではないかという意見がございましたので、これらを含んだ概念であります「ゼロ・エネルギー・ハウス」の記述を加えております。

下のほうの9ページをごらんください。

ここからは第2節の循環型社会の形成の箇所となりますが、下から2つ目の○のところに、先ほどございました浄化槽適正管理推進月間の記述を加えております。

具体的な変更点の主なものにつきましては、以上でございます。

常任委員会資料の2ページにお戻りください。

(4)の今後のスケジュールでございます。

2月3日に環境審議会において、最終案を御審議いただき、審議会会長からの答申を受けた後、2月県議会に議案として提出し、当委員会において御説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

○下沖自然環境課長 総合評価落札方式における地産地消を評価する取組について御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

まず最初に、1の目的であります。

公共工事における地産地消につきましては、これまでも下請負人や建設資材を県内から調達するよう受注者に要請してきたところでありますが、公共事業を発注する立場として、地産地消の取り組みをさらに強化し、地域経済の活性

化を促進するため、総合評価落札方式に地産地消の評価項目を新たに設定するものであります。

次に、2の概要、(1)の評価内容についてであります。右側の4ページに各評価のイメージを記載しておりますので、あわせてごらんください。

①の下請への県内企業の活用につきましては、県内企業で全て施工可能な工事を対象としまして、工事の全てを県内元請企業で施工する場合、または、一次下請の全てを県内本店企業に発注する場合に評価することとしております。

具体的な評価工事としましては、山切や盛土工事を中心とする道路工事やコンクリートブロックを使用する工事等を想定しております。

次に、②の県産資材の活用につきましては、県内で生産・製造される資材の使用量が多い工事のうち、指定された県産資材を活用する場合に評価いたします。

具体的な評価資材としましては、コンクリート二次製品や県産木材から製造された製品を想定しております。

続きまして、(2)の評価の流れについてであります。

まず、①の入札時の評価につきましては、入札参加者が県内企業・県産資材の活用計画書を提出しまして、発注者が審査した上で評価を行うこととしております。

次に、②の施工時の履行確認についてであります。下請業者につきましては、下請通知書及び施工体制台帳で、県産資材の活用につきましては、材料使用承認願い及び納品書等で確認いたします。

なお、工事施工時に履行が確認できない場合の取り扱いについてであります。工事成績評価において減点評価をすることとしております。

最後に、3の実施予定時期であります、ことしの4月1日以降に公告する案件の中から抽出して実施することとしております。

説明は以上であります。

○石田山村・木材振興課長 宮崎県T P P対応基本方針につきまして御説明申し上げます。

御説明に入ります前に、大変申しわけございません、誤植の修正をお願いしたいと存じます。常任委員会資料の6ページでございます。参考資料としておつけしております、集成材価格の推移、素材価格の推移とございますが、この下の素材価格の推移の直近の数字でございます。1万700円とございますが、1万600円の間違いでございました。おわびの上、訂正したいと思います。

それでは、私からはT P P対応基本方針について御説明申し上げます。

県では、昨日、宮崎県T P P協定対策本部会議を開催いたしまして、T P Pに関する今後の対応方針をまとめました宮崎県T P P対応基本方針を策定したところでございます。

あわせまして、国におきましては、昨年末にT P Pの影響試算を公表したところでございますが、県におきましても、今般、国の試算方法に則し、T P Pが本県にもたらす影響を整理したところでございます。

お手元に資料3といたしまして、宮崎県T P P対応基本方針、資料4といたしまして、宮崎県T P P対応基本方針についての概要、資料5といたしまして、T P P参加による関税撤廃に伴う本県の林産物への影響試算等についての3つの資料をお配りしておりますが、本日は、これらの内容につきまして、資料4と資料5により説明を申し上げたいと思います。

それでは、まず資料4の宮崎県T P P対応基

本方針について(概要)をごらんいただきたいと存じます。

まず、1、基本的考え方でございます。

T P P協定の発効によりまして、製品の輸出割合の高い企業や海外進出に取り組もうとする企業などにとっては、追い風となることが期待されます。一方、関税撤廃・削減によりまして、安価な海外製品との価格競争が生じ、特に本県の基幹産業でございます農林水産業にとりましては、県産品の価格低下などのマイナスの影響が懸念されるところでございます。

県では、T P Pのメリットを最大限に生かすとともに、デメリットを最小限にとどめることが重要であると考えており、短期的対策はもとより、中長期的な観点も持ちながら、本県産業の競争力の確保や海外への展開も見据えた成長産業化に向け取り組んでいくこととしてございます。

次に、2の協定による影響でございます。

(1) 経済効果でございますが、国が公表した分析によれば、貿易拡大による生産性の向上により、T P Pがなかった場合に比べて実質G D Pを2.59%押し上げるとしてございまして、平成26年度のG D Pで換算いたしますと、13.6兆円の拡大効果が見込まれるとしてございます。

この国の試算を本県に当てはめるに当たりまして、①②にございますとおり、二通りの試算を行ってございます。この結果、本県にもたらされる経済効果につきましては、204億円から979億円と、比率の基礎となる数値の置き方で大きな開きが生じているところでございますが、産業構造が大きく異なる本県におきまして、どの程度の経済効果が生じるか、これはまだ不透明と結論づけられております。

次に、(2)の農林水産品への影響額について

でございます。

国は関税削減等による価格低下によりまして、生産額は減少するものの、国内対策を講じることにより、引き続き国内生産量は維持されるものと見込みまして、農林水産物の減少額を1,300億円から2,100億円の範囲と試算してございます。

国の試算に準拠した本県への影響額につきましては、47億円から93億円の範囲と見込まれますが、国内生産量が維持され、影響額を最小限にとどめることができるかどうかは、国内対策の効果によるところが大きいと考えているところでございます。

ここで、この内数、林産物に関する影響の試算について御説明申し上げたいと思います。

資料5のTPP参加による関税撤廃に伴う本県林産物への影響試算等についての1ページをごらんください。2、TPP参加による関税撤廃に伴う林産物(合板等)への国の影響試算をごらんください。

国では(1)試算対象品目といたしまして、林産物では、集成材を含む合板等を試算の対象として選定してございます。

(2)の試算の考え方でございますが、輸入品の価格がTPPの発効によりまして関税相当分下落し、これに伴い競争力を維持する観点から、国産品の価格も下落する一方、国内対策を行うことによりまして、国内の生産量は維持される。つまり国内製品の価格は関税引き下げ分下がりますけれども、生産量はこれまでどおり維持されるという考え方に基づきまして試算がなされております。

2ページ一番上にごございますとおり、我が国全体につきましては、現状の合板等生産額3,654億円に低下した価格割合として、関税削

減相当分6%を掛けました約219億円が生産減少試算額となっております。

これを同様の方法で、本県の林産物——本県につきましては合板は製造されてございませんので、ここでは集成材等としてございますが——これへの影響を試算いたしますと、3の(2)にごございますとおり、本県の生産減少試算額は1.7億円となったところでございます。

資料4に戻っていただきまして、2ページをごらんください。

本県のTPP対応基本方針における、3、分野別方針でございます。

(1)農林水産分野におきましては、TPPの影響を最小限にとどめるとともに、効果を最大限にするため、グローバルな視点を持った積極的な取り組みの推進や国際競争力強化に向けた構造改革の加速化、必要な予算措置に対する積極的な国への働きかけを行うこととしてございます。

4、今後の対応につきましては、TPP協定のプラス効果が地方においても十分波及するよう、国に対し万全な対策の実施を求めていくとともに、県におきましては、国の予算等を活用しながら必要な対策を講じるなど、各部連携して対応してまいりたいと考えてございます。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。

○長友みやざきスギ活用推進室長 ウッドエナジー協同組合におけるCLTを活用した事務所の建設について説明させていただきます。

委員会資料の7ページをお開きください。

1の目的ですが、今回建設されております建物は、CLTを木造軸組工法や鉄骨などの他の部材と組み合わせることで、自由度の高い設計を可能とし、汎用性の高いCLT利用の新しい

モデルを創造することで、CLTの利用促進を図っていくものであります。

2の建築物の概要であります。構造は、木造軸組工法のはりの一部に鉄骨を使い、耐力壁にCLTを用いた3階建て構造で、延べ床面積は約970平方メートルとなっております。

総事業費は2億5,000万円で、そのうち約1億円が森林整備加速化・林業再生交付金を活用しております。

木材の使用量は、杉とヒノキを合わせて267立方メートルとなっております。また、耐力壁のCLTの仕様は、高さが2.6メートル、幅が1メートル、厚みが9センチとなっております。

次に、3の特徴ですが、右ページ下の建設状況の写真をごらんください。

右上の1、2階建て方中の写真にありますように、スパンの大きい部分は、無理に木材を使わず鉄骨を使うことで、はりの高さを小さくして、大空間を実現しています。

また、左下のCLT施工写真にありますように、木の柱と柱の間にCLTの耐力壁を配置することで、軽くて強いCLTのメリットを最大限に生かした空間を実現しております。

さらに、右下の2階施工中の写真にありますように、天井と床を兼ねる部材に大径材から製造される大断面集成材を横に倒した形で使用しており、今後ますます増加してくる大径材の新たな利活用の提案につながるものと期待されております。

このような工夫により、同等規模の鉄筋コンクリート造の建築物と比較しても、遜色ない施工費を実現し、木材を大量に使う中規模オフィスの汎用型モデルとして、CLTの新たな利活用を提案できる建物となっております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 総合評価落札方式における地産地消を評価する取組についてですけれども、地産地消を評価した場合、これまでの総合評価落札方式からして、どれぐらいの影響が考えられるでしょうか。

○下沖自然環境課長 これまで地産地消の取り組みということで、下請工事等、それから県産資材、これについてはお願いベースというか要請でやってきたところですが、これで地産地消を取り組めることによりまして、26年度において、県内下請を使用している率は約86%弱、あと県産資材を調達している率は大体約9割でございます。これらをさらに高めるためということで、こういった制度を活用することによりまして、下請率が上がったとか県産資材の使用率が上がったということで、県内経済の活性化に寄与できるものと考えているところでございます。

○黒木委員 県産の材料を使うのは、もう既に9割弱ぐらいあるわけですか。

○下沖自然環境課長 県産資材、木材とか木製品の調達割合は、26年度で89.1%となっております。ほぼ県産資材は調達しておるんですけども、さらにそれを高めたい、県内経済の活性化に寄与したいということでございます。

○黒木委員 9割ぐらいが既に使われているというと、金額ベースではどれぐらいの影響が考えられますでしょうか。

○下沖自然環境課長 今のは資材の調達率の金額ベースでございまして、それが下請の率も85.7%、それから県産資材を調達している率も89.1

%ということで、金額ベースでそれぐらいの割合になっているということをございますけれども、これをさらに高めたいということをございます。

○黒木委員 実際の受注額といえますか、金額は出せないのでしょうか。

○下沖自然環境課長 請負額については、詳細にちょっと今手元にございませぬけれども、現在、総合評価といえますか、受注を契約している金額の中の下請割合と県内資材割合は、やはり89%から86%という割合になってございます。

○黒木委員 金額では難しいということですね。

○下沖自然環境課長 契約金額としましては、公共工事関係でいきますと、平成26年度では総額が136億5,300万円で、うち県内が110億8,200万円となっております。県内の発注率が、県産資材としましては81.2%の割合となっております。

○黒木委員 こういう地産地消を評価するということになれば、本当に使われてるかというチェック体制が必要になると思いますが、それはどのように。

○下沖自然環境課長 施工計画書等で県内資材を調達するという計画が出てきて、検査の段階で、納品書、資材の証明書等で履行確認をすることにしております。

○渡辺委員長 関連でありますでしょうか。ないようでしたら、ほかのテーマでもどうぞ。

○徳重委員 T P Pの対応方針ということでは、ちょっとお尋ねしますが、数字はこうして国も試算を出されておるところですよ。13.6兆円の増が期待されるということと、農産物における試算では数字が出されておるところですが、宮崎県において、国の試算、農林水産物の減少額1,300から2,100億円ということと、本県は47

億から93億円というような形で示されておるんですが、これは、国は国で全体の中からそれぞれの大きな生産物を中心にして試算されたと思うんですけど、各県それぞれ違うと思うんですよ。宮崎県は宮崎県独自のものがなければ、国の基準に準じてこの程度というようなことではおかしいかなという気がするんですよ。宮崎県は宮崎県独自のものでなければ、この数字は納得できないというか、説得力がないと思うんですが、この県の影響額の47億から93億円というのは、具体的な試算がされてるのかどうか、お尋ねしてみたいと思います。

○石田山村・木材振興課長 農業への試算の影響につきましては、この後、農政水産部さんのほうからお話があるかと思えます。今回、県で行いましたT P Pの影響試算額につきましては、あくまで、委員御指摘のとおり国の試算と同じ方法で、県で全ての品目について影響を受けるであろう品目について試算を行ったときに、どのぐらいの額になるのかというのを国及び他県と比較できる形で試算をした結果として、今回取りまとめたものでございます。この影響額というのが、実際にこのとおりののか、もしくは別の試算を何らかの格好でいろんな影響を検討しなきゃいけないのかというのは、またちょっと別に。今回につきましては、国と全く同じ計算方法を当てはめたときに、この額になるということでお示したものと御理解をいただきたいと思えます。

○徳重委員 ということは、この数字については、結果的には、国の基準どおりの割合で、宮崎県の生産額といったものを換算して数字にあらわしたという程度の理解でいいんですか。

○石田山村・木材振興課長 国の試算と同じで、対策を講じることによって、価格は下がるけれ

ども生産量は下がらないという前提を同じように置いて、当県において、各品目別にいろいろ試算をいたしますとこの額になるということでございます。委員の御指摘のとおりでございます。

○渡辺委員長 TPPの関連、農政でもありませんけれども、環境森林部関係でありますでしょうか。

○右松委員 農政のほうでも質問しようと思いましたが、あくまでも、これ前提条件がついてますので、この前提条件次第では、大きく変わる可能性が十分に考えられると思っております。

徳重委員から話がありましたように、政府の試算のやり方でいくと、この47億から93億ということでございますけれども、私の印象でいけば、やはりかなり少ないなという率直な感想なんですよね。ですから、この試算でいくやり方と、それから一方で——これは最初、一番小さく見積もってという印象がありますから、やはりそこはもう一つ、試算もある程度危機感を持ってつくっていくという必要性も感じてます。

J A中央会で686億円という数字も出てますので、その辺も含めて、この数字でこれが適当なのかどうか、そこを率直な御意見を伺いたいと思います。

○石田山村・木材振興課長 今回、委員御指摘のとおり、いろんな前提条件を置いた試算が国から示されてございます。この国の試算という考え方につきましても、確かに生産量が維持されるといった前提は置かれておりますが、それぞれその影響につきまして、現在の生産額に対してどの程度の価格低下がされるのかといったことを、それなりの根拠を持って試算をされたものと理解してございます。こういったものにつきまして、ある一定の前提条件は置かれてい

るものの、これにつきまして同じような試算はやはり必要だと考えてまして、県としてもそのような形で試算を行っているところでございます。

実際の影響をやはり最小限にしていかなければならない、もしくは、T P Pの発効に伴いまして、逆に海外等に打って出るということも必要かと考えてございます。いずれにいたしましても、このT P Pの影響を最小限にするとともに、これを生かしていくという観点で、その減少額、影響を、極力、国内対策等々、いろいろ国の補正予算等々を活用して講じること。

こういった——特に私ども、林産物に関しましては、もともと6%ということで関税率は低いところでございます。そういった中では、実は為替の変動のほうが、実際のところT P Pの影響よりも大きいと考えられるところでございます。いずれにいたしましても、価格の低下圧力というのがどうしてもかかってくると考えてございますので、こういった部分での対策、コストを削減するですとか、付加価値をつけるですとか、そういったこと、生産力の増強ですとか、海外に打って出るといったような対策を講じることによって、その影響というのを最小限にしていくことにつきまして、努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○右松委員 林業と農産物は大分違いますので、そこはわかっておりますけれども、やはり影響が小さいんじゃないかと、それがひとり歩きして、変な安心感を与えるようなことがあってはならないと思っておりますので、そういった意味では、やはりこの政府の前提条件に沿った試算と、一方でもう一つ、本県ならではの試算をある程度、頭に入れておいたほうがいいのかなど。そういった意味で問わせていただいた次第であり

ます。

○渡辺委員長 関連でありますでしょうか。

○黒木委員 林業については、T P Pに関して本県にとって大きな影響はそんなはないということでもありますけれども。一つ考えるんですが、例えばT P Pの国内対策として、ここに書いてあるように、競争力強化に向けた構造改革を加速させていくと。農業部門で農地の構造改革とか、そういった事業が本格的に対策をとられると。そうなるに限られた予算の中で、例えば森林整備事業とかそういったものは、ちょっと予算は控え目にするよというような間接的影響が出るんじゃないかなという気がしてならないんですが、そういう面ではどうでしょうか。そういうことを心配をするんですけれども。

○石田山村・木材振興課長 今回、国の補正予算におきまして、T P Pの対策が打たれてございます。こういった中でやはり委員御指摘のとおり、農業のほうにそれなりの予算がついておりまして、林業、木材産業の部分につきましては、通常の割合よりも若干低目の数字になってございますが、一方で、平成28年度の当初予算につきましては、これまでの率からしますと、それなりに予算をつけていただいております。

また、特に林業につきましては、成長産業化ですとか海外の展開ですとか、そういったメニューといいますか、林業の基盤整備のために必要な予算が、国のほうでもかなり措置していただいておりますので、当県といたしましても、こういった国の予算の確保に積極的に努めて、林業、木材産業の基盤の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○有岡委員 環境計画をお尋ねしたいと思いますが、資料の2の中でブラックバス等の外来種の人為的移動という表現があります。よく現場

で聞きますのは、こういう外来種、ブラックバス等の釣りを楽しむんですが、ただ楽しむだけでリリースしてしまうというような現状がありまして、やはりこういう外来種の減少に努めるような表現があるべきではないかと思うんですが、そういった対策はどのようにとってらっしゃるのかをお尋ねします。そういう釣ってリリースして、ただ楽しむだけというような現状があると聞いておりますが。

○下沖自然環境課長 ブラックバス、いわゆるオオクチバスにつきましては、特定外来生物に指定されておりますので、本来は、釣り等される場合、釣ったものはリリースしてはいけないとなっております。そういったことで、こういった表現が、今回これにはちょっと盛り込んでおりませんでしたけれども、いろんなほかの環境の自然の共生プラン等の中でも、そういったものをうたっておりますので、今後ともそういった普及啓発に努めていきたいと考えております。

○川添環境森林課長 補足させていただきますけれども、先ほど新旧対照表で御説明しましたので、そこを見ていただいたんですが、資料1の68ページに本編を全部入れておりまして、下から4つ目の○に、今御指摘のあったオオクチバスとかブルーギルの放流等については配慮するように、啓発するよという形で、明記させていただいております。

○太田委員 委員会資料の6ページで、素材価格の推移というのがありますが、これを見ると、素材価格はジグザグはありますけれど、トレンドとしては右肩上がりになっているんだなと思えると、少しいい方向には向かってるんだなと解釈しています。

例えば、平成25年の1万3,200円というところとか、次の大きな山の1万2,200円という、これ

は秋口9月、10月とか、そのころに高目になりますよね。そしてその後下がっていく。そういう傾向があるわけですが、このように秋口に上がるのは、何か特別な事情があったんですかね。

○石田山村・木材振興課長 木材の場合は、4月から梅雨時期等々に入りますと、水の上がりが多くなるものですから、かびがどうしても生えてしまうということで、切り控えが起こりますし、製材工場も買う量を減らすという状況がございます。

また、住宅の着工等々につきましても、実は秋口に伸びてくると。実際に受注を受けまして、工務店さん等々がいろいろと資材を調達して、実際に建てるのが、やはり秋口が非常に多くなる傾向がございます。そういったことから梅雨時期が一番安くて、秋口に入ってから冬にかけてが一番高くなる時期というふうに、毎年毎年そういう変動が起きているところでございます。

○太田委員 事情はわかりました。それで1万3,200円という数値をつけたのは、何か国際的な事情とか何か特別にあったんですか。傾向はもう右肩上がりだから、この推移でいくといいなという展望も考えますが。何かこういうのが1万3,000円台を基礎としてどんどん上がっていくといいなと思うんですが。何かあったんですかね。

○石田山村・木材振興課長 時期は定かではないんですけども、恐らくこの時期に消費税が8%に引き上げられたことに伴いまして、その経過措置といたしまして、5%の段階で建てるということで、施主さんがある種駆け込みで住宅の発注をされたということで、かなり住宅の着工戸数が伸びたというのが背景にあると理解

しているところでございます。

○太田委員 もう一つ。ちょっとまたT P Pに戻って申しわけないです。先ほどの資料4の経済効果というところで、今度はG D Pを2.59%押し上げる。だから宮崎県ではこうであろうということで、1、2の説明がありますよね。979億円上がるんじゃないとか、もしくは204億円とかいう。

これを見たときに、こんな数値の開きはなぜ出るのかなと思って。県内総生産というものの中には、県内の内需が含まれる。一般的には6割程度と言われてますけれど、内需というものも見た大まかなものでは979億円と見るのかな。その中の一部として、輸出、輸入だけを見た場合は、204億円とか見ていいとするならば、204億円が最低として、900億円の範囲内になるだろうと解釈していいのかなと思ったところですけど。

○石田山村・木材振興課長 委員御指摘のとおり、この①②の試算方法でございますけれども、①につきましては、県内の総生産の割合を国全体の割合と比較して、その割合を掛けているというものでございます。②につきましては、いわゆる国の輸出、輸入に係る本県の割合ということでございますので、委員御指摘のとおり、204億円というのがまさに海外というところに直接影響する部分、①につきましては、県内の内需も含めた全ての総生産ということで試算をしているものと理解をしているところでございます。

○徳重委員 C L Tの工法なんですけど、いいということ、これからこういう方向に行くということは理解できるんですが、この図面を見てもそうですが、どうしても窓がないんですよね。R Cの場合は窓をいっぱいつけられる。今ほとんどの建物は、窓がなければ、何か窮屈になっ

て。これは今後飛躍するのかなと心配するんですよね。中型のオフィスがこれからできていくということを考えますときに、こんなに窓がなくても大丈夫なのかなと。この工法は、窓がつけられないのか、そこ辺をちょっと教えてください。

○長友みやぎきスギ活用推進室長 今回はCLTをたくさん使っております、設計の段階では、窓をつけるかどうかというのも検討されるようなんですけれども。ただ、窓をつけた場合に、窓が多いとやはり外気との熱が生まれやすいということで、それに対して、木を多くすることによって熱が保たれるというのがありまして、木で熱を保つことによって、部屋内の温度調節がかなりできるということで。窓については、ところどころつくってあります。これは大き目の窓がそれぞれつくってあります。それで、一応採光的には光をとる分には十分とれるということでの設計になっているそうです。

○石田山村・木材振興課長 若干、補足をさせていただきます。

いわゆる全国で広まっておりますCLTだけで建てるような建物につきましては、大きなパネルの中に窓として穴をあけるだけということでございますので、委員御指摘のとおり、実は開口部というのは余りとれません。

今回、このウッドエナジーの協同組合で実証的に建ててるものでございますけれども、木造の軸組み、昔ながらに柱を立ててはりを通してという中に耐震壁として入れる形でございますので、実はこの建て方のほうが、CLTそのもので建てるよりも開口部が大きくとれるということになります。ですので、実際に窓をあけようと思えば、実はもっとあけられる建物になってございます。

ただ、ここは事務所ということでございまして、特にパソコン等々を見て仕事をする部分が多いものですから、そういった事務機の後ろ側は極力遮光をし、打ち合わせスペース等は極力開口部をあけるということで設計してございます。そういった意味では、事務所ではなくて別の用途でこれを建てようとした場合については、もっと開口部がとれる建て方も十分できると考えてございます。

委員御指摘のとおり、やはり日本の風土に合った、そういった新しいCLTの使い方があろうかと思えます。そのときに開口部が大きい建物でもCLTが使えるといったような実証に、この建て方はなっていると御理解いただきたいと思います。

○徳重委員 こういうパネルをつくってやるということですが、柱をほとんど、全然使わないという考え方なのか、全てCLTのパネルでやるのか、どうなんですかね。

○長友みやぎきスギ活用推進室長 資料の8ページの下のほうに写真を載せておりますけれども、CLTとCLTの間が柱になっております。これは木材軸組工法になっておりまして、柱を立ててその間にCLTをはめ込むという形の設計になっております。

○渡辺委員長 ほかにございせんか。なければ、次に進みたいと思えますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございせんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがと

うございました。

暫時休憩いたします。

午前9時50分休憩

午前9時56分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項についての説明を求めます。

○郡司農政水産部長 農政水産部でございます。
よろしく申し上げます。

まずは、お礼を申し上げたいと思います。今月12日に開催されました高千穂郷・椎葉山世界農業遺産認定報告会及び祝賀会や、昨日開催しました宮崎県水産振興大会では、渡辺委員長、日高副委員長を初め多くの委員の皆様にご出席を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、今月24日から25日にかけて、降雪・低温による農作物等への被害がございました。今、被害について調査中でございます。日向夏は、マイナス4℃が4時間以上続くと、す上がりという現象を起こすことになってまして、結果が出るのはもう少し先になるんですけれども、非常に心配をしております。

それと、畜産施設あたりで水道管が、生活でもそうなんですけれども、水がなかなか来ないという状況があると聞いてます。今調査中ですので、これについても把握できましたら、しっかり報告をしていきたいと思っております。

それでは、座って説明をさせていただきます。

委員会資料を1枚めくっていただきたいと思っております。目次がございます。報告事項ということで、今回は3点について御報告を申し上げたいと思っております。

1つ目が、総合評価落札方式における地産地消を評価する取組について、2つ目が、高千穂

郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定について、それから新聞等でも報道されておりますが、宮崎県T P P対応基本方針について。この3つについて、担当課長から説明をさせたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○河野農村計画課長 農村計画課です。

委員会資料の1ページをお開きください。

総合評価落札方式における地産地消を評価する取組についてであります。

さきに環境森林部が説明しており、重複しますが、農政水産部からも簡潔に御説明します。

1の目的であります。

公共工事における地産地消については、これまでも元請企業に下請人の選定や建設資材の調達において、県内を優先するよう協力要請するなど取り組んでまいりましたが、今回、総合評価落札方式に地産地消の評価項目を新たに設定し、地域経済の活性化をさらに促進させることとします。

2の概要であります。2ページに評価のイメージを記載しておりますので、あわせてごらんください。

まず、(1)の評価内容であります。

①の下請への県内企業の活用として、県内企業で全て施工可能な工事を県内元請企業が全て施工する場合、または、一次下請の全てを県内本店企業に発注する場合に評価します。

具体的には、山切や盛土工事を中心とする道路工事等を想定しております。

次に、②の県産資材の活用として、県内で生産・製造される資材の使用量が多い工事のうち、指定資材の全てで県産資材を利用する場合に評価します。具体的には、コンクリート二次製品

や県産木材で製造された製品等を想定していません。

(2) の評価の流れであります。

①の入札時の評価として、入札参加者が提出する県内企業・県産資材活用計画書を審査し評価します。

次に、②の施工時の履行確認として、下請通知書や材料使用承認願いなどで確認します。

次に、③の不履行の場合として、履行確認ができない場合、工事成績評定において減点評価します。

最後に、3の実施予定時期であります。本年4月以降に入札公告する中から抽出して実施する予定であります。

本件に関する説明は以上です。

続きまして、3ページをお開きください。

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定についてであります。

昨年12月15日にローマにあるFAO本部で開催されたGIAHS運営・科学合同委員会において、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されましたので、これまでの取り組みや審査内容などについて御説明します。

1の制度の概要であります。

世界農業遺産は、FAOが次世代に継承すべき重要な伝統農法や生物多様性を有する地域を認定するものであり、今回の認定により、世界で36地域、このうち日本では高千穂郷・椎葉山地域を初め8地域となりました。

2の取組状況であります。

平成26年3月に関係町村、県、関係団体等で構成する推進協議会を設立し、その後、国内候補地域に応募し、10月に岐阜、和歌山とともに、農林水産省から国内候補地域の承認を受けました。

これを受けて、平成27年1月にFAOに申請書を提出し、5月にはFAO科学委員会による現地調査が実施され、12月のGIAHS運営・科学合同委員会で国内3地域とバングラデシュの4地域が認定を受けました。

4ページをごらんください。

3の審査であります。

本地域からは町村長を初め、プレゼンテーションを行った知事や五ヶ瀬中等教育学校の宮寄さんなどが出席しました。

プレゼンテーションでアピールした本地域の特徴としては、①の森林からの恵みを活用した様々な農林業として、モザイク林に象徴されるように、森林を巧みに管理し、さまざまな農林業を通じて、その恵みを引き出すことによって活発な農林業活動が行われていること、②の伝統文化と地域コミュニティとして、神楽など特色ある伝統文化が生み出され、地域コミュニティが強化されており、また、コミュニティにより諸塚村の日本一の密度の林内路網を初め、総延長500キロメートル以上の山腹水路網など、活発な地域づくり活動が行われ、農林業が支えられる好循環が生じていること、③の人づくりとして、フォレストピア構想に基づき、五ヶ瀬中等教育学校を設立するなど、次代を担う人づくりに取り組んでいることでもあります。

次に、(2)の委員からの評価であります。

委員からは大きな反響があり、特に宮寄さんのような意欲ある若者が育っていること自体、この地域のすぐれた取り組みを証明するものとして高く評価されました。

最後に、4の今後の取組であります。

今後、この認定を生かし、地域と一体となって伝統的な農林業の保全継承や農林水産物のブランド化、グリーンツーリズムなどの観光振興、

人材育成などに取り組み、地域活性化を図ることとします。

農村計画課の説明は以上であります。

○戎井農政企画課長 農政企画課でございます。

宮崎県T P P対応基本方針につきまして御説明をさせていただきます。

資料の3をごらんいただきたいと思えます。

県におきましては、昨日、宮崎県T P P協定対策本部会議を開催いたしまして、T P Pに関する今後の県の基本方針をまとめ、宮崎県T P P対応基本方針を策定したところでございます。基本方針の概要につきましては、先ほど環境森林部から説明を申し上げましたので、農林水産部からは、本県農水産業に係る影響試算及び今後の対応方針について御説明をさせていただきます。

資料3の7ページをお開きいただきたいと思えます。

(2)の農林水産物の影響額についてでございます。

国におきましては、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策によりまして、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでおります。

その結果、農林水産物の減少額を国レベルでは約1,300から2,100億円としているところでございます。県におきましても、国の算出方法に準拠しまして、影響額を試算したところでございます。

まず、アの影響額の算出方法につきまして説明をさせていただきます。

3つの考え方に基づいておりまして、①から③までございますけれども、①としまして、品

目ごとに輸入品と競合する部分、また競合しない部分に二分いたします。

②でございますけれども、価格につきましては、原則として競合する部分は、関税削減相当分の価格が低下すると。また、競合しない部分は、競合する部分の価格低下率の2分の1の割合で価格が低下すると見込んでございます。こちらについてちょっとわかりにくいかと思えますので、別紙で一番最後につけておりますが、説明補助資料のイメージの絵の説明をさせていただきます。

こちらの資料は、内閣官房T P P政府対策本部でイメージにした、牛肉についての資料になります。こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

牛肉では、競合する部分として、2等級の乳用種等の国産牛肉でありますとか、また、1等級の国産牛肉が競合する部分ということで、真ん中のホルスタイン種のほぼ全量というふうに書いてある青い四角、小さい四角のところ、この競合する部分に当たります。

また、競合しない部分は、その左の5から3等級の和牛や交雑種のほぼ全量という部分が、これが競合しない部分ということになります。

また、右のピンクで囲った部分が、外国産の牛肉ということになります。

こちら真ん中の競合する部分の価格につきましては、外国産牛肉の関税削減額がキロ当たり150円と書いてございますけれども、この価格と同額が低下すると見込んでございます。これは、率にして国産牛肉価格の883円の約17%ということになってございます。

一方、左の競合しない部分につきましては、競合する部分の価格低下率、こちら17%の2分の1の割合で価格が低下すると見込んでおりま

して、左の4から8%というふうになってございます。競合しない国産牛肉価格が2,337円の17%の2分の1を計算すると、額にしますと198.5円の価格低下と計算してございます。

なお、価格につきましては幅がございしますが、これは国内対策によりまして、品質向上や付加価値対策を進める効果を勘案した結果、今申し上げた計算方法に品質向上等の効果が上がれば、さらに影響が半減するというところで、2分の1の額から、例えば4%から8%と幅を持たせた計算方法になってございます。

資料3の7ページにお戻りいただきたいと思っております。

③でございしますが、生産量につきましては、国内対策の効果を考慮しまして、引き続き国内生産量が維持されるものと見込んでございます。この試算方法によりまして、本県農林水産業における影響額を47億円から93億円と試算しているところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

品目ごとの影響試算額につきましては、表のとおりでございますけれども、牛肉が22.6億円から45.2億円と最も影響が大きいと考えております。次いで、豚肉が13.3億円から26.6億円となっております。

また、水産物につきましては、カツオ、マグロのほかアジ、サバ、イワシの品目で4.8億円から9.6億円の影響額を試算をしているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。

分野別方針についてでございます。

今回の試算は、国内対策が確実に実施された場合の試算でございます。県といたしましては、TPPの影響を最小限にとどめるとともに、TPPの効果を最大限に発現させるために、産地

の競争力強化に向けた取り組みを推進し、本県農業の構造改革を推進していくことが重要であるとと考えてございます。

このため、県では、国が示した総合的なTPP関連政策大綱を踏まえまして、農業関係者とも連携をしながら、中央にありますような(1)から(5)の5つの視点から取り組みを進めることとしまして、また、国に対しましては、大綱が確実に実現できるように必要な制度の創設でありますとか、予算の拡充等につきまして強く働きかけてまいりたいと考えてございます。

それでは、先ほど申し上げました5つの視点に基づく方針の具体的内容について、主な取り組みを説明をさせていただきたいと思っております。

まず(1)、下段の生産者が安定して農業に打ち込めるセーフティネットの強化でございますが、農家の方々が安心して営農に取り組めるよう、所得安定対策等の効果的な運用を図るとともに、国の大綱に盛り込まれました、牛や豚の経営安定対策、マルキン事業と申しておりますけれども、こちらの法制化でありますとか、補填率の引き上げ、また、国庫負担水準の引き上げなどの制度充実・拡充について、早期に実行されるよう国に働きかけてまいりたいと考えてございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、10ページをごらんいただきたいと思っております。

(2) 新たな国際競争を勝ち抜く力強い攻めの生産体制の強化でございます。

まず、1つ目の○、畜産クラスターの取組強化でございますが、今回の国の補正予算で措置をされました畜産クラスター事業を活用しまして、地域の畜産関係者が連携して取り組む施設整備等による生産性の向上、またコスト低減に向けた取り組みを進めまして、畜産経営の収益

向上と生産基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、4つ目の○でございますけれども、水田・畑作・野菜・果樹等の産地の競争力の強化を図るために、今回の補正予算で国が新たに事業を創設した産地パワーアップ事業によりまして、産地の営農ビジョン、産地パワーアップ計画に基づくハウス整備など施設整備の取り組みを推進しまして、高収益な作物・栽培体系への転換を図ってまいりたいと考えてございます。

また、そのページの一番下の○の部分でございますけれども、強い産地づくりに向けた農業生産基盤整備の推進ということで、生産力の強化の基盤となる農業生産基盤の整備にも積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

11ページをごらんいただきたいと思えます。2つ目の○、水産業の関係でございますけれども、漁業構造改革と輸出を含めた販売対策強化による水産業の高収益型産業への転換ということで、漁船の小型化による省コスト操業への転換などにより、漁業の高収益型産業への転換を目指してまいりたいと考えてございます。

下の(3)攻めの姿勢による輸出体制の強化と6次産業化による高付加価値化でございますけれども、1つ目の○の農林水産物の輸出対策の強化としまして、東アジアへの販路開拓の取り組み強化に加えまして、北米やEUなど新たな市場の開拓やキャビアなど新たな輸出品目の拡大、また、最新鋭食肉処理施設の整備等を推進しまして、農林水産物の輸出拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

12ページをお開きいただきたいと思えます。

(4)産地を支える担い手の確保・育成と地域サポート体制の強化でございます。

1つ目の○にありますように、地域農業の核

となる実践力を備えた担い手の育成・確保では、みやざきひなた暮らしUIJターセンターを活用した大都市圏や他分野からの新規就農の促進でありますとか、また、県立農業大学のチャレンジファームを活用した研修機能の強化等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また最後には、一番下の(5)になりますけれども、多様な地域の発展を促す地域政策の強化としまして、規模拡大等になかなか限界のある中山間地域におきまして、地域資源を生かした6次産業化の取り組み等、新たなビジネスチャンスの創出や地域資源の維持・保全等の取り組みなどについて、多様な地域活性化の取り組みを支援をしてまいりたいと考えてございます。

農政水産部におきましては、これらの対策につきまして国の予算も活用しながら、関係機関・団体等と連携をしまして、積極的に推進することによりまして、TPPの影響を最小限にとどめるとともに、さらなる本県農林水産業また農山漁村の振興を図ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○右松委員 TPPの影響額について伺いたいと思えます。

1,300億から2,100億ということで政府が試算を出しているわけですが、関税削減の相当分だけ価格が下がるケースと、それから価格下落が半分にとどまる場合の二通り試算がされてます。

本来、本県の場合、農業県であるし畜産県ですので、これはもう多大な影響が出るというの

は共通認識だと、コンセンサスがあると思っ
ます。そういった中で、説明がありました、こ
ちらの47億から93億というのは、率直に申し上
げて、かなり小さい影響額だなどと思いま
した。3,200億の算出額でそのうちの47億から93億、
これぐらいの幅でおさまらなければ、かなり
本県独自の施策によって、さらにもう少し削減
する可能性が、希望が持てるというか、そうい
う認識であるのですけれども。

ただ、果たして、じゃあ、この数字が本当に
そのとおりにしてくれるのかどうかというの
は、これは甚だどうかなと思ってまして、国内
対策が有効に働くという保障はないわけであり
まして、そういった意味では、もともとそもそ
も担い手不足とか高齢化など構造的な大きな問
題が根底にありますので、国内対策でどこまで、
——基盤整備等でやれるところはしっかりやっ
ていくわけですが、やはり非常に、この
数字に関しては疑問を感じています。

一番懸念するのは、小さく見積もることによ
って、その数字がひとり歩きをしていくことで変
な安心感を与えてしまうのは、いかがなものか
と思っています。政府に準拠した形で試算された
とおっしゃいましたけれども、準拠していいケ
ースと、やはり危機管理上、そうしてはいけな
いケースもあると思うんですよね。そういった
意味で、今回のTPPに関しては、後者のほう
だと思っています。

それで、こちらの47億から93億ということ
ありますが、一方で独自試算といえますか、そ
れを本県として数字を出されておられるのかど
うか、考えているのかどうか、そこを伺いた
いと思います。

○戎井農政企画課長 今回の試算につきまして
は、あくまで対策をしっかり打つということが

前提になってございます。委員御指摘の独自の
試算ということにつきましては、恐らく対策を
打たなかった場合、どうなのかというところだ
ろうと考えておりますけれども、県としまし
てもしっかりと、国のほうでも対策をしっかり打つ。
補正でも組まれておりますし、県としてはこれ
を最大限活用して、本県の農業の競争力強化を
図ってまいりたいと考えてございます。

この点につきましては、国のほうでも、この
対策を打たなかった場合の試算というのは、現
実としては対策を打つんだから、非現実的な数
字を出すことによって、かえって不安をあおる
必要はないのではないかという意見もございま
して。県としましても、しっかりと対策を打つこ
とによって、農家の方々に安心して農業に打ち
込んでいただく環境をつくっていくことが大事
だろうと思っております。現時点におきまし
て、独自の試算をするという考えは、今のとこ
ろございません。

○右松委員 例えば、牛肉であれば16年、かな
り長期的な視野で考えていかないといけないと
思っています。政府の対策がどこまで継続して打
ってもらえるのか。あるいは、本当に必要十分な
額が本県に来るのかどうか、さまざま問題がこ
れから起きてくると思うんですよね。そうい
った中で、やはり確実に対策が有効に働くとい
う保障はないわけですよね。もちろん最大限頑
張りますけれども、一方で、やはりある程度
の危機管理上、独自の考え方も一方で持
っておかないといけないと思うんですよね。

そういった中でJA中央会が686億という、こ
れは対策がしっかり届かなかった場合の独自
試算を出しています。この中で牛肉は527億
のうち152億で、一番は豚肉が468億の
うち279億生産減少するという試算を出
していますよね。ですから、

やはりそういった意味では、本県独自の、とりわけ農業県、畜産県でありますので、そこは一方でしっかり行政として担保していくというか、考え方を持っておかないといけないというのは、当然やらなければいけないことだと思っております。再度、そのあたりの御見解を伺いたいと思います。

○戎井農政企画課長 委員御指摘の国の対策がしっかり機能するのかどうかというところにつきましましては、国のほうでも政策大綱につきましましては、状況を見ながらしっかり必要なものは見直すとしてございますし、県としましても、必要なものはしっかり国に伝えていくと。

また、この協定が発効してから、徐々に関税が削減されていって、16年後等に最終的に落ちついていくということでございますが、その間、いろいろな状況が変わってくる可能性があります。経済状況も変わってくるかもしれませんし、為替でありますとか、需給バランスも変わってくるかもしれません。そういったところをその時点時点でしっかり状況を踏まえながら、必要なものがあれば、国のほうにもしっかり要望していくことが重要かと思っております。その時点で必要なものをしっかり対策を打っていくことが大事だと思っておりますので、県としましても全力を挙げてやってまいりたいと考えてございます。

○右松委員 この試算は前提条件がついてますので、やはりそこを十分に考えていく中で、先ほど農政企画課長が言われたとおり、やはり柔軟に、ここは変わっていく可能性もあるわけですから、そういった認識も一方で、県民なり農業者の方にしっかりと伝えていく必要があると思っておりますので、とにかく危機感を持って、宮崎の農業を強くしていくんだという中でしっかり

り取り組んでいただきたいと思います。

先ほど担い手不足、それから高齢化という構造的な問題の話をちょっといたしましたけれど、例えば就業者の減少について考えておられるのか。そこも含めて、先ほど価格の問題とか算出額の話が出ましたけれど、この就業者についての見解を伺いたいと思います。

○戎井農政企画課長 本県の農業につきましても高齢化が進んでおりますし、また、就業人口も減少している状況でございます。今回のTPPの対策では、畜産のほうでは、クラスター事業でありますとか、また、園芸の分野では、産地パワーアップ事業等ございます。こちらを活用しまして高収益な営農、農業につきましましては、それをふやしていきながら、また一方で、土地利用の部分では、逆に大規模化を進めていくことによって就業人口というのは減っていくんですけども、土地利用を大規模化し、また一方で、高収益な施設型の農業をしっかり展開していくことによって、宮崎の農業を維持発展させていきたいと考えてございます。

○右松委員 やはり構造改革であるとか基盤整備の分をしっかりやっていって、とにかく基幹産業として農業をしっかり発展させていくんだということで、全力で私たちも頑張っていかなければいけないという思いは一緒ですので、ぜひ頑張っていきましょう。

○徳重委員 右松委員からおっしゃったこと、私も同じようなことを考えておったところですが、この数字が本当に宮崎県の積み上げた数字なのか、ちょっと疑問なんですよね。47億から93億円の幅での数字的なマイナスがあるとおっしゃいますが、これ現実に積み上げた数字なのか、もう一遍確認をしておきたいと思っております。

○戎井農政企画課長 こちらにつきましましては、

国の試算方法、先ほど御説明をさせていただいたものを、実際の宮崎県の品目ごとの算出額で計算して積み上げた数字になります。

○徳重委員 やはり宮崎県は農業県、特に畜産県という立場で、今までこれを中心に農業が展開されてきたわけでありますから、その数字ははっきりしたものが出てると思うんですよね。過去の実績を踏まえて、それに対する今回のTPPによる影響額を算出すべきだと、このように考えておりますし、さらにこれから国際競争力を高めるということになったときに、やはりこの畜産は、大きなウエートを占めていくんじゃないかなろうかと、思うんですよね。そうなればなるほど、畜産についてはしっかりした積み上げがなければいけないんじゃないかなと思うんですが。

そこ辺、国際競争力を高めるための畜産経営というんですか、畜産の将来を見据えた考え方をやはり示してほしいと思うんですよ。だから、この数字は、国際競争力を高めた中では大した話ではなくなるという気持ちもするものですか、この数字が本当にこうなのかというのが非常に不安で、これからの対策について、国際競争力との関連とあわせてお尋ねしてみたいと思います。

○坊菌畜産振興課長 まず畜産につきまして、影響額の積み上げですけれども、これは先ほど農政企画課長が申しあげましたように、国が示しております数字、試算をもとに、本県の生産量等を勘案しまして数値化したものでございます。生産量等については積み上げております。額については、国が示している額を利用させていただいているところでございます。

それで今後、実際この数字につきましては、現状、平成25年当時の数字を利用いたしておりますので、輸入、16年後の完全削減、9%になったときの想定を国が示しておりますので、それをもとにしております。

今後のTPPに向けた畜産経営の話でございますけれども、国際競争力に打ち勝てるようなしっかりした経営体をつくっていく必要があると思っております。そのためにクラスター事業が、今回、国でも610億円ほど予算化をされておりました、基金化もされたということで、本県でもこういう事業を活用しながら、しっかりと経営体を育成していきたいと思っております。

また、不測の事態といいますか、価格が想定以上に下がったときのセーフティーネットということで、マルキンとか豚マルキンを法制化すると国が申しておりますので、それらを活用しながら農家をしっかりと守って育成をしていきたいと考えております。

○徳重委員 今おっしゃったようにセーフティーネットを維持しながら、国際競争力に勝てるということですが、そうなりますと今の肉の1等級から5等級までの3、4、5の上肉を海外に販売することによって、世界に打って出るという形になろうと思うんですが、その目標は定めていらっしゃるわけですか。ことし27年、28年、29年、30年、年度ごとに1億円ずつふやしていくぞと、5億円ずつふやしていくぞというような目標があるのかどうか。

○坊菌畜産振興課長 牛肉ですけれども、平成26年度で148トン輸出をいたしております。当面の目標といたしましては、*平成30年で200トンという数字を目標に、今進めておるところでございます。

○徳重委員 148トンが200トンということになっても、そんな大きな数字ではないと思うんですが、

○徳重委員 148トンが200トンということになっても、そんな大きな数字ではないと思うんですが、

※次ページに訂正発言あり

ですよ。宮崎県の農業の畜産全体からすると、もう少し大きな数字になってこなければ、目標は達成されないんじゃないかなと思うんですが、この程度でいいものでしょうかね。ちょっと数字、わかりませんが。

○坊菌畜産振興課長 済みません、ちょっと訂正いたします。平成32年度で200トンでございます。この数字は、口蹄疫などの畜産新生プランの中で目標に立てておまして、牛肉の輸出もまだその当時はできていなかったところがございます。その後、アメリカ、香港とか東アジア、そしてEUと輸出が可能になってきておまして、その後順調に今伸びて148トンまで来ました。今後は、特にいいものを輸出することで、国内との需要とのバランスをとっていくということが必要と思っておりますが、やはり国内向けの宮崎牛の供給もしっかりやっていく必要があると思っておりますので、そこはバランスを見ながら輸出に向けてもしっかりやっていきたいと思っております。

○徳重委員 私も考えておったんですが、都城がふるさと納税でたくさんの肉を出してるんですが、足りないんですよ。追いつかないんです。そういうことを考えると、海外に輸出することが、農家の手取りにつながるのかというと、ちょっと輸出は、これからの生産体制の中で非常に厳しいんじゃないかなという気がするんですよ。今課長もおっしゃったんですが、国内対策というのと海外対策というのと、そのバランスを本当に両方かけて頑張るんだと言われることはわかるんだけど、まずは最低国内と。国内に販売を徹底することによって、農家の手取りは大きくなると思うんですが。今、国際競争力ということいろいろ出ておるわけですが、国内と国外をどうお考えなんですか。

○坊菌畜産振興課長 輸出してる牛肉については、少なくとも国内で販売されるものより安く売っていくということはしておりません。そういうことは絶対してはいけないと思っておりますので、国内価格それから輸出する価格等で差が出ないような形はしていきたいと思っております。輸出を高く売って行って、生産者の手取りをふやしていくような取り組みを今後はしていきたいと考えています。

○押川委員 同じくTPPでありますけれども、きょうの説明を聞いてると、TPP協定の経済効果分析の中で、農林水産物の生産額への影響について、個別品目ごとに精査し、積み上げた生産量及び生産額の見込みの試算ということがありますが、国はどのくらいの品目をされているのか。そして、そのことをいつ本県あたりに、皆さん方のほうに、こういったことでやってるよというのは、連絡とかそういったものが来るのか、来てないのか、まずそこあたりをお聞かせください。

○戒井農政企画課長 品目数でございますけれども、国のほうでは、全体で33品目について試算をしております。そのうち県のほうでは、該当する品目等が限られてまいりますので、県のほうでは11品目について試算を行っているところでございます。

昨年末に国のほうが影響試算を発表してから、その考え方等につきましては、個別に質問等にも応じていただいております。考え方は、その時点以降、十分やりとりをさせていただきながら、県版でどのようなものが出せるか、それ以降検討してきたところでございます。最終的に国に準拠する方法で出すことになりましたけれども、国の考えもしっかり踏まえた上で、県として、このような数字を出させていただいて

いるところでございます。

○押川委員 33品目の中で本県に関係あるものがどのくらい、どういうものでされているか、お聞きします。

○戎井農政企画課長 資料3の8ページで整理をさせていただいており、国のほうでもやっておりますが、本県で11品目でございます。まず牛肉、豚肉、牛乳乳製品またかんきつ類、鶏肉、鶏卵、また林産物、アジ、サバ、イワシ、カツオ、マグロについて、本県で影響試算をしております。そちらの幾つかまとめたものが、8ページの品目に記載しているものでございます。

○押川委員 国の試算に基づいて、国のこの1,300から2,100億円、課長としては、この数字が信じられるものか、信じられないものか、どんなお考えか、まずお聞きをしておきたいと思えます。

○戎井農政企画課長 国のこの試算額につきましては、T P Pというものがどれぐらいの影響があるかということについて、対策を打たなかった場合という数字ではありませんので、その額ではないということが、まず前提にあると思えます。その点におきましては、国がしっかり対策を打つという意思というか、国の姿勢も含めて、こういう額の試算の結果になっているものだと考えてございます。

○押川委員 今までこのT P Pについて、農業団体初め我々もそうです、皆さん方もそうですが、意見書とかいろんなものを上げながら今日まで取り組んできて、昨年、大筋合意というような形で流れているんですが。こういう中で今ありますとおり、国内対策をしっかりと打たないということ、我々もこれがなれば、国内対策の中でしっかりやってもらわないと、恐らくこんな数字ではおさまらないと思っております。

この国内対策という数字が出てますけれども、例えばこの国内対策、国は大まかでも結構ですが、どのくらい農業に対する、あるいはT P Pに対する予算対応を考えているのか、わかれば教えてください。

○戎井農政企画課長 今回の27年度の補正につきましては、補正予算のうちT P P関連対策ということで、総額で農業関係でございますが、3,122億円という対策を打ってございます。このうち土地改良事業等で990億円、また、先ほど申し上げました産地パワーアップ事業で505億円、そのほか、畜産クラスター事業におきましては610億円を措置をしております、こうしたものを使いまして、体質強化をしっかりと図る必要があると考えてございます。

○押川委員 わかりました。そういう金額の中で、今後対策を打っていくということで、後に出ておりますけれども、本県としては大綱に向けてそれなりの要望されて、皆さん方が要望された額の中で、それがほぼ満額に近い形で来てるのかどうか。それと金額の中で、今後のその価格の変動の部分の対策、あるいは、今後の産地形成の対策が十分できるか、そこあたりをちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○戎井農政企画課長 本県は、国に対してはこの畜産クラスター事業等、必要な額について要望をしております。量的な問題としましては、ある程度、この今回の補正で確保されると思えますし、また足りない部分につきましては、引き続き要望をしていって、さらなる対策を打っていただけるようお願いをしまいたいと思っております。

また、このT P Pの影響につきましては、長期的に影響が出てくると考えてございます。まずはこの体質強化策を打つことによって生産性

を上げて、それに対応できるようにしていくことが大事だと思っております。逆に言うと、体質強化が図られて、さらにこの影響が出る前に生産性が伸びるということも想定される考えてございます。

○押川委員 我々は、きょうの宮日新聞の記事を見て、今の説明をびっくりして見ている状況です。県民の農家の皆さん方も恐らくそういう思いだろうと思っております。このことを、今後県内の中でどのような形で周知徹底をしていくのか、説明をしていくのか、計画等があればお聞きしたいと思っております。

○戒井農政企画課長 今回の影響額と対策につきましては、しっかり本県の農家の方々に事業を活用していただくということにつなげていかなければいけないと考えてございます。JAを通じてあるいは支庁、振興局を通じて、県民、特に農業者の皆さんにしっかり、この影響分析とあわせて、特に今後の対策を打っていくことについて、今後予算等も検討してまいりたいと思っておりますけれども、それも含めてしっかり県民の皆様にご説明をしてみたいと考えてございます。

○押川委員 きょう、こういう資料が出たわけでありまして、我々はこれを理解をしなくちゃいけないわけでありましてから理解しますけれども、これが裏切られないように、部長、しっかりやっていただけないと困るわけでありましてから、そこあたりはよろしく願いをしておきたいと思っております。

○有岡委員 物流対策について関連してお尋ねしたいと思っておりますが、農業団体から昨年12月でしたか、輸送環境の人手不足とかそういう現状があるということで、海外の輸出ということで目が向いておりますが、足元を見ますと、やは

り宮崎という地理的条件から、陸・海・空の輸送手段が大事になってくるということで、このときに出たのは、効率的な物流対策をやってほしいとか、隣県と連携した物流体制の構築をやってほしいとかいう、28年度も県の要望が出てくるんですね。こういった宮崎県の地域の現状として、こういった対策は今後考えてらっしゃるのか。TPP対策の中でもそういう表現がないものですから、お尋ねしたいと思います。

○原ブランド・流通対策室長 委員御指摘のとおり、宮崎は遠隔地でもありますし、国内の物流対策についても、非常に不利な条件にはございます。海外につきましても、海路それから空路あるわけですけれども、空を飛ばす場合にやはり飛行機のコンテナ便が使える便、使えない便とか、宮崎空港から発着する便、そういう非常にいろいろ条件も厳しい面がございます。昨年度、物流業者等との連携協定も結んで、いろんな形での対策を連携をとりながらやっていくような方策を考えておりますけれども、このTPP対策そのものについての予算化は、物流面に対しては、なかなか——今後国に、物流対策について要望等も考えながら申し上げていきたいと考えているところでございます。

○太田委員 資料3の10ページの分析として、担い手への農地の集積と書いてありますが、傾向としては、農業の担い手の減少、高齢化の進行が一層加速するということで、農地の集積・集約をということがずっと言われてきていると思うんですが、兼業農家、この人たちに対する評価というのはどうなんでしょうか。兼業農家というの、いわゆる働くこと、例えば会社勤めの条件がきちっと保障されれば、農家としても生き延びる力を持っているところじゃないかなと。いわゆる会社勤めでの働く場の改善をある

程度してやれば、そこに何か力を持つような気がするんですよ。

というのは、少子化対策ということで、国がやはり国民をふやさないかんということであれば、育児休業とか育児休暇とかいうのを完備させてまで少子化を食い止めようとするじゃないですか。それと同じような考えでいうと、農業を守らないかんという思いがあるとするならば、そして、この兼業農家が少しそこに力を持っているとするならば、これは夢物語ですけど、農業休暇みたいな、あの農繁期とかのときには1カ月休んでもいいですよとかいうような——それは難しいんですけど、そういう評価も与えていいのではないかと。それは少子化対策と同じように、食べるということは国の根本ですもんね。だから、ふとそういう夢みたいなことも思うわけですが。

兼業農家というものに対する評価というのは、どういうものなんでしょうか。兼業農家もどんどん廃れていきますよということなのか。例えば、派遣労働とかも、だんだん働く場が難しくなってるから、農業すらもやれない。どうしても東京に行ってしまうという思いもちょっとしたもんですから。農政の中で兼業農家の評価というのは、もう無理なのかな、育成はできないものなのかなとか思って、ちょっとその辺の評価を聞きたいと思います。

○大久津地域農業推進課長 県としては農業の振興ということで、中核的な認定農業者ですとか農業法人というのを育ててきておりますけれども、一方では、やはり家族経営体の中で、今委員がおっしゃいました兼業農家、特に県北地域はそういった方たちもおられるわけがございますし、特にそれで水田農業とか、いろいろ維持され守られてきております。

そういった観点でいきますと、やはりそういった方々が、今後も将来的にも安定して兼業を維持できるためには、毎日仕事はできませんので、その部分を補うためのヘルパー制度とか、地域でその作業の支援を受託ですとか、支援をフォローしてあげるといったシステム、地域の営農支援体制といったものをしっかりつくり上げることによって、兼業農家、さらには高齢者の農業者の方たちもまた今後も頑張っていたかないといけないと思っておりますので、そういった仕組みづくりは大事だと思っておりますし、今後もしっかり構築していきたいと思っております。

○太田委員 農協、宮崎のそういった農業団体からの要望書も12月末に出てましたよね。TPP対策ではもう予算要求をするということで、十分なる予算対応をお願いしたいということで県にも出てたようですけど。

行政のほうとしては、国の動きを見ながら、事前にこういった予算対応したり、対策を打っていないかんという使命があるからやむを得ないと思うんですけど、アメリカあたりも本当に批准されるのかどうか。それが崩れたら、全部ペアですもんね。そんな動向なんかはどう見えますか。当然予算対応はしていないかんと思いますけれど、世界での動きの中でどう見えますか。

○戒井農政企画課長 今回は国で補正予算が打たれておりますので、これに基づいて、県も、国が対策を打っていただいておりますので、最大限活用して農業の強化を図っていききたいというふうに考えております。

農業につきましては高齢化も進みますし、就業人口も減っていくという中であって、この体質強化というのは、TPPがあろうがなかろう

が、やらないといけない最重要項目でございますので、今回、国のほうで批准前にして対策を打っていただいているので、これはもう最大限活用していきたいと考えてございます。

今後のT P Pの批准までの期間、どういうことがあるかというのは、まだ見通せない部分が多々ございますけれども、それはそれとして、必要な対策は、最大限、農業関係しっかりやっていきたいと考えてございます。

○右松委員 押川委員の答弁でありましたが、国が33品目で、本県が11品目ということでありました。8ページの本県の試算額で8品目出ますけれども、ミカン、キンカンのかんきつ類関係は出ます。

一方で、例えば、本県が大きな生産を誇っているカンショとか、里芋。このカンショ、里芋で123億なんですよね。あと、それからトマト、大根で129億生産額があります。両方で260億近くあるんですが。国のほうでは、でん粉原料作物であるとかトマトとかの試算がされてますけれども、本県がそれを入れてない理由があれば教えてください。

○甲斐農産園芸課長 国の今回の試算の条件といたしますが、関税率が10%以上かつ国内生産額が10億円以上の品目ということで、その33品目が選ばれております。それで、野菜のほうでは対象になるのがインゲン、落花生、コンニャク芋、加工用トマトといった品目が対象となっておりますので、そのものについて試算をしているという条件になっております。

○右松委員 そのあたりが独自試算がやはり一方であったほうが良いというところなんですよね。またJ A中央会の話になりますけれども、カンショ、里芋あたりで、それからトマト、大根で、対策が有効にできなかった場合、30億近い

試算はされてます。ですから、やはり農業県として、11品目でいいのかどうかというところも含めて、試算はいろんなやり方があるわけですから、そういったところも含めた考え方というか、そこはやはり必要なのかなと思っております。

○甲斐農産園芸課長 委員がおっしゃるとおりだと思っております。我々も各品目について、例えばカンショであれば、どういう影響があるかということは検討しております。カンショであれば、現在のところ中国からの輸入しかないということもありまして、T P Pに関してはそんな影響はないだろうと。そういった各品目についても、今後についても検討は行っていきたいと考えております。

○右松委員 とにかく基幹産業である農業全般をしっかりと見据えて、その8品目に絞ることがどうかというのちょっとありますので、やはりそこは少し考え方もまた幅広く持っていたいただければなと思っております。

○渡辺委員長 T P Pの影響の試算の関係なんですが、もう時間がないので早く終わりますけれども、今回の試算の中身は、これで県の立場としては十分だと思いますし、既に対策を始めている国に対して、この枠組みの中で宮崎県への影響をなるべく緩和し、さらに未来につながる対策を打つという、その取り組みはそれで大事だと思うんですが。

先ほどの農政企画課長の答弁の中でも、本来何もしなかつたら、どれだけ影響が出るかという話を、対策を打つんだから、あえて不安感をあおるだけだから必要ないというような議論が国にはあるというお話がありましたが、それは根本的に間違っていると思って。政府の判断でT P Pに合意をしてきているわけですから、本来

どんな影響がある中で、これだけの対策をこれだけの費用をかけて打つわけだから、それによって影響が緩和されて、日本の農業が守られるんだとか新しい未来が開けるんだというのを、本来やはり国が示さないと、今回の対策も含めてその対策が妥当なのか、またTPPを合意することが妥当なのかという判断が、国民も関係者も誰もつかないというのが本当のところじゃないかという気がしますので。

県の立場からいえば、仕組みの中で、国からしっかり予算もとってきてというのは大事なところだと思うんですけども、ある種、観点というか、姿勢としては、そのようなところも影響を大きく受ける農業県としては必要なのかなという気がしていますので。時間がありませんので意見にさせていただきますけれども、そういうことをちょっと述べさせていただきたいと思いました。

ほかにございませんでしょうか。

○黒木委員 世界農業遺産の認定につきまして、農村計画課を中心として強力に御支援をいただきまして、認定になることができました。地元としてお礼を申し上げたいと思います。

そして、今、TPPに関することが中心となったわけでありまして、この地域は、いわば規模拡大の競争力強化に全くそぐわない地域でありまして、やはり独自の生き方をしなければ、とても生き残っていけないと思っています。

今の人口減少の状況を見ておきましても、この世界農業遺産になったから、これを生かして、大げさに言えば、最後の挑戦かなというぐらいの覚悟でやらなければならないと思いますし、もっと大げさに言えば、世界のモデルのような地域を何とかつくるぐらいの気構えがなければ、やはりこの地域はやっていけないのではないかと

というような気がしておりますので、そのために県のいろんな関係機関の協力も必要ですので、今後ともよろしく御協力いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○渡辺委員長 ほか、いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に移ります。

その他で何かございませんでしょうか。

○押川委員 国の補正予算が決まったんですが、農政の中での公共予算、総額で結構です。もう時間がありませんから、また詳細は聞きますけれども、今回どのぐらいの公共関係で農政のほうへ来てるか、お聞きをしておきたいと思いません。

○甲斐農村整備課長 1月20日に補正予算が成立いたしまして、同日付で農林水産省のホームページに公表されております。農業農村整備関係で、事業費になりますが全部足し合わせますと19億8,900万円ということで、箇所づけがされてございます。

○押川委員 わかりました。また2月議会でゆっくり話をしたいと思います。

○渡辺委員長 その他、ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、以上をもちまして農政水産部を終了します。

暫時休憩します。

午前11時2分休憩

午前11時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

そのほか、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

平成28年 1 月 28 日 (木)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

午前11時4分閉会